

精子・卵子の提供を受けることができる医学的な理由（案）

○ 精子の提供を受けることができる医学的な理由

- ① 無精子症と診断され、かつ、精巣生検法による精子回収を行っても結果、成熟精子が存在しなかった場合
- ② 無精子症と診断され、かつ、仮に精巣生検法による精子回収を行っても精巣内に成熟精子が存在しないものと泌尿器科医医師によって判断されている場合
- ③ Globozoospermia（奇形精子症の一つで、全ての精子が巨大な円形の頭部を持ち、受精能力がないもの）と診断されている場合
- ④ 死滅精子症と診断され、かつ、精巣生検法による精子回収を行っても生存精子が得られなかった場合
- ⑤ 夫婦間の卵細胞質内精子注入法（ICSI：顕微授精）を相当回数実施したが、妊娠に至らなかった場合で、かつ、その原因が妻側でないものと医師によって判断されている場合
- ⑥ 夫婦間の卵細胞質内精子注入法を相当回数実施したが、受精卵が得られなかった場合で、かつ、その原因が妻側でないものと医師によって判断されている場合

※ ⑤、⑥の場合でも加齢により妊娠できない夫婦は対象とならない。
「加齢により妊娠できない」ことの具体的な判定は医師の裁量とする。

ただし、実施に当たって医師が考慮すべき基準を国が法律に基づく指針として示す。

考慮すべき基準の具体的な内容としては、自然閉経の平均年齢である50歳ぐらいを目安とし、それを超えて妊娠できない場合には、「加齢により妊娠できない」とみなすこととする。

○ 卵子の提供を受けることができる医学的な理由（案）

- ① 卵巣（性腺）形成不全
- ② 卵巣性無月経
- ③ 両側卵巣摘出術後
- ④ 放射線、抗癌剤などの外因による卵巣機能の廃絶
- ⑤ 夫婦間の卵細胞質内精子注入法（ICSI：顕微授精）を相当回数実施したが、妊娠に至らなかった場合で、かつ、その原因が夫側でないものと医師によって判断されている場合
- ⑥ 夫婦間の卵細胞質内精子注入法を相当回数実施したが、受精卵が得られなかった場合で、かつ、その原因が夫側でないものと医師によって判断されている場合

※ ⑤、⑥の場合も加齢により妊娠できない夫婦は対象とならない。
「加齢により妊娠できない」ことの具体的な判定は医師の裁量とする。

ただし、実施に当たって医師が考慮すべき基準を国が法律に基づく指針として示す。

考慮すべき基準の具体的な内容としては、自然閉経の平均年齢である50歳ぐらいを目安とし、それを超えて妊娠できない場合には、「加齢により妊娠できない」とみなすこととする。